第 日 第 4 章 コンテナー特別法関係 第 1 節 コンテナーの適関及び承認 (コンテナーの輸入申告) 3 - 2 コンテナー条約第 2 条((免税一時輸入))の規定の適用を受けてコンテナーを輸入する場合の輸入申告については、次による。 (1) - (6) ((商) () (削除) () () () (同院) () (同居上) () (同居上) ((同左) () (同左) () (同左)		
第1節 コンテナーの通関及び承認 (コンテナーの輸入申告) 3-2 コンテナー条約第2条((免税一時輸入))の規定の適用を受けてコンテナーを輸入する場合の輸入申告については、次による。 (1)~(6)(略) (削除) (1)~(6)(下の) (新	旧
3 - 2 コンテナー条約第 2 条 ((免税一時輸入)) の規定の適用を受けてコンテナーを輸入する場合の輸入申告については、次による。 (1)~(6)(略) (削除) (削除) (7) 書面による輸入申告は、非居住者のシッパーズコンテナー等で、その再輸出をその都度輸入地税関で確認する必要があると認めた場合等に限定して行わせるものとし、その場合には、「輸出入貨物の容器輸出入(納税)申告書」 (C - 5220) 2 通を提出することにより行わせる。 (8) (同左)		
	3-2 コンテナー条約第2条((免税一時輸入))の規定の適用を受けてコンナーを輸入する場合の輸入申告については、次による。(1)~(6)(略)(削除)	7 3-2 コンテナー条約第2条((免税一時輸入))の規定の適用を受けてコンテナーを輸入する場合の輸入申告については、次による。 (1)~(6)(同左) (7)書面による輸入申告は、非居住者のシッパーズコンテナー等で、その再輸出をその都度輸入地税関で確認する必要があると認めた場合等に限定して行わせるものとし、その場合には、「輸出入貨物の容器輸出入(納税)申告書」(C-5220)2通を提出することにより行わせる。 (8)(同左)